

付議事項

津山市生活交通確保維持改善計画(平成29年度～平成31年度) (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持事業)

平成28年6月

津山市地域公共交通会議
(津山市生活交通確保維持協議会)
会 長 副市長 大下 順 正

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

津山市では、不採算における路線バスの廃止の可能性の増大、路線の混在とそれに伴う不均衡、周辺市町村からの多数の乗り入れによる路線のわかりにくさ、また、住民ニーズの多様化に伴うコミュニティバスの運行委託による自治体の負担増大など様々な問題が平行して混在している。

これらの問題を改善すべく、平成22年3月に「津山市地域公共交通総合連携計画」を策定した。この連携計画は、競合路線の整理、格差の是正により効率的な公共交通体系に再編を行い、合わせて公共交通の利便性を向上させ利用を促進することで、維持継続できる地域公共交通体系づくりを目的とし、平成25年3月をもって一連の体系が再編され一定の効果が得られたところである。

公共交通を取り巻く環境は大変厳しく、事業者の収支も逼迫し、行政からの補助がなければ維持できない状況となっている。こうした中で将来的にも継続可能な公共交通を維持していくために地域内フィーダー系統確保維持事業を活用した市内の地域公共交通の維持継続に取り組む。

また、平成28年度は「地域公共交通網形成計画」を策定予定であり、引き続き地域の状況を把握しながら実施内容の評価検証を実施し、改善すべきものは改善しながら、利用しやすい公共交通体系作りを引き続き進める。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1)事業の目標

中鉄北部バス株式会社によるフィーダー路線の利用者数は、系統(1)(6)は横ばい、系統(2)～(5)、(7)については堅調で推移している。利便性を考慮したフィーダー系統と幹線バスの接続により、利用者数確保、増加を目標とする。

目標 系統(1)～(7)いずれも H29 対H28年比 2%増
H30 対H29年比 2%増
H31 対H30年比 2%増 を目標とする。

(参考)	系統(1)	系統(2)	系統(3)	系統(4)	系統(5)	系統(6)	系統(7)
H27利用者数(人)	8,765	8,473	5,883	15,308	6,993	2,775	90,082
H26利用者数(人)	8,676	7,871	5,628	14,881	6,384	2,803	83,978

特定非営利企業エコビレッジあば運行路線(系統(8))の利用者数は、堅調である。利便性の向上及び利用者周知により、利用者数確保、増加を目標とする。

目標 H29 対H28年比 2%増
H30 対H29年比 2%増
H31 対H30年比 2%増 を目標とする。

(参考) H27利用者数583人、H26利用者数553人

(2)事業の効果

運行回数の確保、わかりやすい路線体系の実現により、利用しやすい交通網を構築することで、利用者を増加させ将来的に持続可能な公共交通の維持につなげることができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の表1を添付
乗合バス事業に係る運行にあたっては、当地域のバス事業者について、路線バスでの実績、利用者に対する情報提供の体制、運行費用、路線に即した使用車両の使用形状等を比較し選定した。

また、自家用有償運送については、地域的な条件により交通空白地有償運送とし、地元NPO法人を運送者として認めた。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の表2を添付

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

中鉄北部バス株式会社
特定非営利活動法人エコビレッジあば

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の表5を添付

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため記載なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため記載なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両の取得を行わないため記載なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両の取得を行わないため記載なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成22年3月に津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会で「津山市地域公共交通総合連携計画」を策定。平成27年度においてはネットワーク計画協議等を5回開催している。

平成28年6月に津山市地域公共交通会議(津山市生活交通確保維持協議会)において、地域内フィーダー系統通確保維持事業における生活交通確保維持改善計画を承認。以降は必要に応じ、地域公共交通会議を開催する予定。

15. 利用者等の意見の反映状況

生活交通確保維持改善計画の基本となっている"津山市地域公共交通総合連携計画"策定にあたっては、平成21年7月に住民アンケートを実施、平成22年2月に計画案に対してのパブリックコメントを実施した。生活交通確保維持改善計画については、市民からの公募委員(2名)や住民組織である津山市連合町内会からも参画いただいている津山市地域公共交通会議(津山市生活交通確保維持協議会)で審議、当地域で広くバス路線を展開している事業者によるフィーダー系統運行等を承認した。

平成25年3月には、津山市地域公共交通総合連携計画の3ヶ年の再編が終了したことに伴い、市内の路線を網羅したバスマップを作成した。

平成25年3月以降は随時、運行事業者による利用動向調査や、親子エコフェスタ等の行事で、バス利用促進を図りつつ利用者の意見を収集してきた。また、平成28年3月には、高校生対象の意識調査、乗り継ぎ拠点でのヒアリング調査等も行い、こういった情報を津山市地域公共交通会議に図りながら、各路線時刻等の見直しを行ってきた。

一方で、総合連携計画完了から3年が経過し、公共交通に関する状況も変化しているため、策定予定の「地域公共交通網形成計画」の中で市域全体としての、利用者アンケート、ヒアリング等を行い、内容見直し等の検討材料とする。

16. 協議会メンバーの構成

津山市地域公共交通会議(津山市生活交通確保維持協議会)メンバー

学識経験を有する者	美作大学、岡山大学
地域住民を代表する者	津山市連合町内会
輸送サービス利用を代表する者	市民公募委員(2名)
一般乗合旅客自動車運送事業者等	中鉄北部バス株 岡山県タクシー協会津山支部 津山タクシー労働組合 私鉄中国地方労働組合中鉄北部バス支部 JR西日本
関係行政機関	岡山県警津山署 岡山県県民生活部県民生活交通課
関係市区町村	津山市
関係する道路管理者	岡山県美作県民局建設部管理課
地方運輸局	中国運輸局岡山運輸支局

委員の構成は、平成29年度以降も継続する予定